

# 2026年度 現況届出書

区長 記入日時点での状況を届け出ます。

年 月 日記入

児童名			生年月日	令和 年 月 日
	園名			クラス年齢 歳児
	給付認定保護者			
住所				
給付認定保護者の連絡先	-	-	連絡先の種類	1:携帯 2:勤務先 3:自宅 4:その他 ( )
その他の連絡先	-	-	連絡先の種類	1:父携帯 2:母携帯 3:父勤務先 4:母勤務先 5:自宅 6:その他 ( )

**保育必要量の希望** ※記入要領をご確認ください

あてはまる番号を□に書いてください。  
 1:保育標準時間(11時間まで)  
 2:保育短時間(8時間まで)

**保護者の状況** ※必要に応じて証明書類が必要です。

続柄【父母以外は( )に記入】	父 ( )		母 ( )	
氏名	姓	名	姓	名
生年月日	西暦 年 月 日		西暦 年 月 日	
保育を必要とする事由に✓	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 育休中の利用継続 □ ( )		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 育休中の利用継続 □ ( ) <input type="checkbox"/> 出産	
就労・通学のとき通勤(通学)時間	1日あたり往復 時間 分		1日あたり往復 時間 分	
出産予定がある場合	右の欄に出産予定日を記入するとともに、母子健康手帳のコピーを提出してください。		西暦 年 月 日	
2026年1月1日時点の住所(横浜市外の場合)	<input type="checkbox"/> 市外→ 都 道 市区 <input type="checkbox"/> 外国 府 県 町 村		<input type="checkbox"/> 市外→ 都 道 市区 <input type="checkbox"/> 外国 府 県 町 村	
現在児童と同居していないとき(該当の場合✓)	<input type="checkbox"/> 国内→ 都 道 市区 <input type="checkbox"/> 外国 府 県 町 村		<input type="checkbox"/> 国内→ 都 道 市区 <input type="checkbox"/> 外国 府 県 町 村	
ひとり親の場合の理由(該当の場合✓)	<input type="checkbox"/> 離婚(西暦 年 月) <input type="checkbox"/> 死別(西暦 年 月) <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚前提別居(西暦 年 月 日(頃)から【調停 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有】)			
生活保護の受給(該当の場合✓)	<input type="checkbox"/> 有(担当者 西暦 年 月 日保護開始)			
里親世帯(該当の場合✓)	<input type="checkbox"/> 里親である(委託開始日 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 里子と養子縁組をした(実子となった日 西暦 年 月 日)			
障害者手帳等の有無	同居の家族が障害者手帳等をお持ちの場合は、右の欄にその方の氏名を記入してください。			

**同居の家族(児童本人・保護者を除く全員分を記入してください。)**

氏名	児童との関係	生年月日	勤務先・通学先・通園先など
姓	名		
		西暦 年 月 日	
		西暦 年 月 日	
		西暦 年 月 日	
		西暦 年 月 日	
		西暦 年 月 日	

裏面の内容もご確認の上、ご提出ください。

## ご提出の際の注意点

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）では、対象の方（※）に毎年、現況届出書の提出を求めています。この現況届出書は、保育を必要とする事由（就労等）に該当しているか、世帯状況に変化がないかなどを確認するために必要となります。提出がない場合、現在の保育の必要性が確認できず、給付認定が取り消されることがありますので必ずご提出ください。

なお、現況届出書等の内容により認定変更の必要性が生じた場合、9月1日を変更適用日として認定変更を行います。8月までの間に認定変更の必要がある場合には、別途、区役所こども家庭支援課へ認定変更申請を行ってください。

### \* 提出書類について

この現況届出書とともに提出が必要となる書類については、横浜市ホームページ等をご確認いただき、必要な書類をご準備ください。

### \* きょうだいでの現況確認対象の場合

きょうだいで2人以上が現況確認の対象である場合、お子さまごとに現況届出書の提出が必要になります。また、現況届出書とともにご提出いただく証明書類についても、お子さまごとにご用意の上ご提出ください。その際、コピーをご提出いただいても構いません。

### ※現況確認対象

- ・横浜市で法第19条2号・3号の給付認定を受けて保育所等を利用している児童の世帯
- ・横浜市で法第30条の4 2号・3号の給付認定を受けている児童の世帯

## －裏側が記入面です－

給付認定保護者として、現況届出書および必要書類の提出にあたり、世帯員を含め、次のことに同意したうえで届け出ます。

- 1 横浜市が、法第16条（法第30条の3により準用される場合を含む）により、必要な情報（住民票関係情報、地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求める場合があること。
- 2 横浜市が、児童の保護者の雇用主などの関係者に照会を行う場合があること。
- 3 現況届出書に記載されている内容で施設・事業の運営上必要と認められる情報を施設・事業者を提供する場合があること。
- 4 届出内容に虚偽（提出書類の虚偽・改ざん等を含む）があった場合は、給付認定を取り消す場合があること。
- 5 保護者から、保育を必要とする事を証明する書類の提出がない場合は、求職中（認定期間3か月）と同様の扱いとなること。
- 6 求職中認定の保護者が、認定期間内に月64時間以上就労することを証明する就労（予定）証明書を提出できない場合、給付認定を取り消す場合があること。
- 7 現況届出書等の内容によって、給付認定の変更又は取消を行う場合があること。
- 8 横浜市が、認定期間、認定事由、保育必要量その他の給付認定に関する事項について、在籍する特定教育・保育施設等又は特定子ども・子育て施設等に提供すること。